

2025 年度 ご案内

【R7.4.1】

島根就職支援事業

【学生就職支援金】



《支援内容》

- 東京圏からの就職活動に要した交通費
- 地方へ移住する際に要した移転費

出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp

1. 申請資格

以下の「(1) 移住等に関する要件」および「(2) 就業に関する要件」を満たす方。

(1) 移住等に関する要件（全てに該当）

① 移住元の要件

- 大学または大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（以下、「交通費」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。 ※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域。

条件不利地域の詳細はおたずねください。

② 移住先の要件

- 出雲市に移住したこと。ただし、交通費については、島根県内に所在する企業に就職することが内定していること、かつ出雲市に移住する意思を有している場合も対象とする。
- 交付金の交付決定がされた後であって、島根県において学生就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請すること。
- 学生就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- 出雲市に、学生就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に島根県内の内定企業に就職し、出雲市に移住する意思を有していること。

③ その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他、県または市が学生就職支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

(2) 就業に関する要件（全てに該当）

① 就業先に関する要件

- 勤務地が島根県内に所在し、大学等の卒業・修了から1年以内に就職していること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費についてはこの限りではない。

②就業条件等に関する要件

- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

2. 支援金の金額

- （交通費）就職活動に要した交通費の2分の1
- （移転費）移転に要した実費の金額（移住に要する最低限の実費と証明できる場合）
※証明ができない場合の移転費の上限額は、108,000 円とする

3. 申請期間

令和7年4月1日から令和8年1月20日まで

4. 支援金の返還について

支援金の支給を受けた方が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の返還が必要です。

返還区分	返還金額
虚偽の申請等が明らかになった場合	全額
申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合	
申請日から1年以内に出雲市に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。)	
就業日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職を辞した場合 (ただし、退職日から3か月以内に県内の別企業に就業する場合を除く)	
転入日から3年未満に出雲市から転出した場合 (ただし、転勤等の事由により本市から通勤できないことによる県内への転出を除く。)	
転入日から3年以上5年以内に出雲市から転出した場合 (ただし、転勤等の事由により本市から通勤できないことによる県内への転出を除く。)	半額

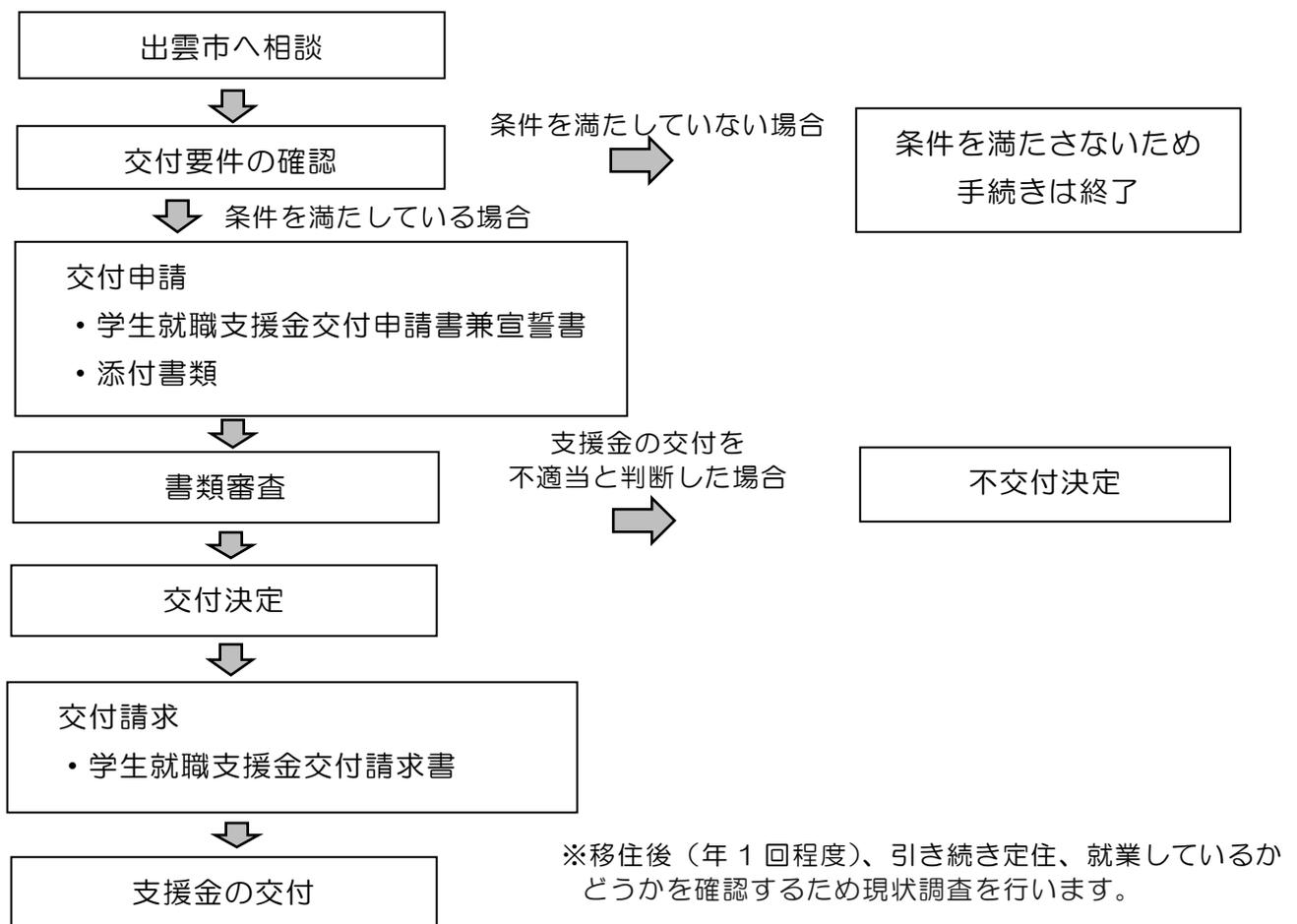
※ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び市が認めた場合はこの限りではありません。

5. 提出書類

※印の添付書類は、提出日から3か月以内に発行されたものをご準備ください。

- 写真付き身分証明書
- 学生就職支援金交付申請書
- ※出雲市の住民票
- ※移住元の住民票、または戸籍の附票の写し
(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- ※卒業・修了証明書(在学中に申請する場合は、在学証明書)
- ※就業証明書(在学中に申請する場合は、就業先の内定証明書)
- 交通費・移転費の領収書等
- 学生就職支援金の振込先の預金通帳等の写し(口座番号、名義人等が確認できるもの)

6. 申請の流れ



7. その他

島根県及び公益財団法人 ふるさと島根定住財団等が実施する交通費助成と併用して支援金を受けることはできません。